

音楽の教科についての盲学校特殊教科助 教諭の臨時免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科助教諭 の臨時免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科教 諭の一種免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 一種免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科教 諭の二種免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 二種免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科助 教諭の臨時免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科助教諭 の臨時免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科教 諭の一種免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 一種免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科教 諭の二種免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 二種免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科助 教諭の臨時免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科助教諭 の臨時免許状
工芸の教科についての聾学校特殊教科教 諭の一種免許状	工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 一種免許状
工芸の教科についての聾学校特殊教科教 諭の二種免許状	工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 二種免許状
工芸の教科についての聾学校特殊教科助 教諭の臨時免許状	工芸の教科についての特別支援学校自立教科助教諭 の臨時免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科教 諭の一種免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 一種免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科教 諭の二種免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 二種免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科助 教諭の臨時免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科助教諭 の臨時免許状
視覚障害教育の自立活動についての盲学 校自立活動教諭の一種免許状	視覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自 立活動教諭の一種免許状
聴覚障害教育の自立活動についての聾学 校自立活動教諭の一種免許状	聴覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自 立活動教諭の一種免許状
肢体不自由教育の自立活動についての養 護学校自立活動教諭の一種免許状	肢体不自由教育の自立活動についての特別支援学校 自立活動教諭の一種免許状
言語障害教育の自立活動についての養護 学校自立活動教諭の一種免許状	言語障害教育の自立活動についての特別支援学校自 立活動教諭の一種免許状

2 改正法の施行の際現に旧免許法施行規則第六十五条の五の規定に基づき授与されている次の表の上欄に掲げる特殊教科特別免許状、改正法附則第六十二条に規定する特殊教科特別免許状をいう。以下この項において同じ。は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法施行規則第六十五条の五の規定に基づき授与される自立教科等特別免許状（改正法附則第六十二条に規定する自立教科等特別免許状をいう。以下この項において同じ。）とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、施行日において、それぞれ当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。

特殊教科特別免許状	自立教科等特別免許状
療育の教科についての盲学校特殊教科教 諭の特別免許状	療育の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 特別免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教 科教諭の特別免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教 諭の特別免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科教 諭の特別免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 特別免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科教 諭の特別免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 特別免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科教 諭の特別免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 特別免許状
工芸の教科についての聾学校特殊教科教 諭の特別免許状	工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 特別免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科教 諭の特別免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の 特別免許状
視覚障害教育の自立活動についての盲学 校自立活動教諭の特別免許状	視覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自 立活動教諭の特別免許状
聴覚障害教育の自立活動についての聾学 校自立活動教諭の特別免許状	聴覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自 立活動教諭の特別免許状
肢体不自由教育の自立活動についての養 護学校自立活動教諭の特別免許状	肢体不自由教育の自立活動についての特別支援学校 自立活動教諭の特別免許状
言語障害教育の自立活動についての養護 学校自立活動教諭の特別免許状	言語障害教育の自立活動についての特別支援学校自 立活動教諭の特別免許状

3 改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法（改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）をいう。以下同じ。）別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けよとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、次の各号に掲げる旧盲学校等の区分に応じ、当該学校の教員として在職した年数を、それぞれ当該各号に定める教員として在職した年数に算入することができる。この場合において、同欄に規定する実務証明責任者は、当該各号に掲げる学校の設置者が設置する特別支援学校の教員についての同欄に規定する実務証明責任者と同様とする。（第五項、第九項及び第十一項の場合においても同様とする。）

4 前項の規定は、改正法附則第二十条第三項において改正法附則第八条第一項の規定を準用する場合について準用する。

5 新免許法別表第三、別表第八及び附則第九項の表の第三欄並びに別表第五の第二欄に定める特別支援学校の各部の教員又は職員（以下この項において「教員等」という。）としての最低在職年数の算定については、旧盲学校等の各号において教員等として在職した年数を、特別支援学校の相当する各号において教員等として在職した年数に算入することができる。